

平成28年3月22日

第1回水道事業の維持・向上に関する専門委員会

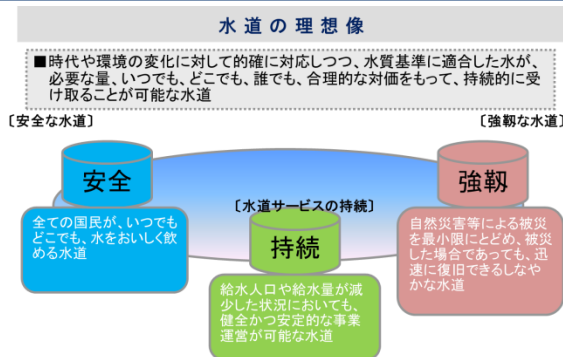
水道事業の維持・向上に関する 論点(案)

水道事業の維持・向上に関する検討事項の整理(1)

～水道事業の基盤強化方策の体系～

(目指すべき水道事業の姿)

「安全」な水を、地震等に耐えうる「強靱」な施設により供給することを「持続」できる水道事業の実現



(現状)「安全」 水質基準適合率(平成25年度:99.7%)

「強靱」 基幹管路の耐震適合率(平成26年度末:36.0%)

「持続」 管路の経年化率(平成26年度:12.1%)

管路更新率(平成26年度:0.76%)

→ 全管路を更新すれば約130年かかる計算

職員数の減少・高齢化(約30年前に比べて約3割減)

不適切な料金設定・人口減少に伴う料金収入減

Cf.新水道ビジョン(平成25年3月厚生労働省健康局策定)より

(実現のために必要な対応)

安全

○水質確保策を引き続き実施

強靱

○老朽化施設の更新、耐震化

持続

○時代や環境の変化に対応した事業運営

職員数の減少・高齢化が進む中で、水質確保(水源保全、水質管理の促進、施設の改善等)や、施設の更新・耐震化、時代や環境に適應した事業運営を行うには、それらを担う人材の質的・量的な確保が必要。

施設の更新は、長期的視野に立って計画的に行うことが必要。また、更新のための財源の確保も必要。

財源の確保にあたっては、人口減少社会(=水需要減少)を見据えて、給水人口減少を想定した水道料金の設定や、事業運営の効率化、水道施設の規模の適正化が必要。

(特に、推進すべき施策【検討事項】)

広域連携の推進

官民連携の推進

→ 人材確保、事業運営効率化を図る

アセットマネジメント
(計画的な資産管理)の推進

→ 老朽化施設の更新、耐震化、将来の水需要予測に基づいた施設規模の適正化(=効率的な施設投資)の推進

水道料金の適正化の推進

→ 人口減少も見据えた上で、将来の施設更新の財源を確保

水道事業の維持・向上に関する検討事項の整理(2)

～指定給水装置工事事業者制度の改善方策の体系～

(あるべき給水装置工事の姿)

給水装置の構造及び材質が一定の基準に適合している状況

その実現のために、安全で信頼される給水装置工事の確保が必要

(現状)

- ・従来は各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に水道法を改正し、法に基づく全国一律の指定基準による現行制度が創設。
- ・現行制度により、広く門戸が開かれ、工事事業者の指定数は増加。(H9:2万5千者 → H25:22万8千者、約9倍に増加)
- ・現行制度は新規の指定のみであり、廃止、休止等の状況が反映されづらく、また水道事業者は指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の実態把握や指導等が困難な状況でトラブルも発生。(所在不明な指定工事事業者:約3千者、違反行為件数:1,740件/年、苦情件数:4,864件/年(H25末アンケート調査より))

(実現のために必要な対応)

悪質業者の排除

- 指導・監督
- 処分環境の整備

質の向上

- 各種講習会の受講促進
- 配管技能者の適正配置の促進

消費者保護

- 水道利用者への情報提供

所在不明な指定工事事業者が相当数存在すると考えられ、いずれの事務も、実施する際の事務量が膨大となると想定。

水道事業者の職員数の減少等を踏まえた対策が必要。

(特に、推進すべき施策【検討事項】)

指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入

- 所在不明な指定工事事業者の自動排除
- ・定期的な事業実態の確認 が実現
- 対象事業者数が絞られ、各種事務の事務量が軽減

定期的に把握された情報の活用

- 把握された情報を基にして、効率的効果的に指導・監督、処分、各種講習会の受講促進等が実施可能に
- ・水道利用者へより正確な情報提供が可能に

(水道事業基盤強化方策検討会で示された基本的な方向性)

- 拡張整備から維持へと時代が移り変わり、長期にわたって財源を手当てしつつ、地域の将来像を見据えて施設の更新・再構築を進めることが必要。そのような戦略的な経営を担える人材が必要。
- 職員数の減少・高齢化を踏まえ、水道を支える人材を地域単位で広域的に連携して確保し、かつ、将来に向けて継続的に育成していく取組が必要。
 - ・広域連携はスケールメリット(規模の経済)が働き、経営コスト削減が進むことも期待できる。
 - ・広域連携のあり方は、「広域化」の代表的な形態である事業統合のほか、経営統合(異なる水道料金の設定が可能)、人材の融通・派遣、事務的な協力の実施など地域の実情に応じて選択するべき。
- 事業環境の異なる水道事業者の連携を支援するため、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を担う立場にある都道府県が、地域の連携の推進役を担うことが必要。
- 水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、既に管路が連結していることや、水源から給水栓までの一元管理が実現し、水質管理が行き届きやすいといった利点があることから、積極的に推進すべき。

(想定される主な論点)

- 都道府県を水道行政の中でどう位置付けるべきか。市町村経営原則をどう扱うべきか。
- 広域連携を推進するために、都道府県の機能についてどう考えるか。
 - ※水道事業基盤強化方策検討会では、都道府県に対し、次の権限等を付与する方策が示された。
 - ①協議会を設置することができる。
 - ②国の交付金の交付事務を担うとともに、水道事業者に対し独自に財政支援をすることができる。
 - ③市町村からの要請がなくとも水道事業の基盤強化に関する計画を策定することができる。
- 広域連携の有力な一方策であると考えられる水道用水供給事業と受水水道事業の統合をどう推進すべきか。
- 国は都道府県の取組や水道事業者の取組をどう支援すべきか。

(検討に際して留意すべき事項)

- 都道府県水道ビジョンや広域的水道整備計画等既存の取組との整合性をとること。水道事業者及び都道府県に過度に負担をかけないこと。
- 水道事業のあり方は水道事業者が議会の議決を経て、各地域の実情を踏まえて設定するものであることに留意すること。
- 地方分権や都道府県の補完性の原則の観点から、都道府県と市町村の役割や、都道府県の機能強化について検討が必要。 4

(水道事業基盤強化方策検討会で示された基本的な方向性)

- 水道事業を支える人材を民間企業に求めることや、民間企業の経営ノウハウの活用により水道事業の基盤強化を図ることも選択肢の一つであり、水道事業者は民間活力の活用積極的に取り組むべき。

- ・官民の共同出資会社が受託事業を増やすことにより、水道事業の広域連携を推進する方策もある。
- ・民間企業の人材が官民交流により水道事業者の職員として広域連携の推進を担うことも考えられる。
- ・水道事業者、都道府県、民間企業等が従来の垣根を越えて柔軟に交流し、互いの知恵を出し合う取組が有効。

- 官民連携は、個別業務の委託のほか、第三者委託やPFI、PFIの一手法であるコンセッション方式など様々な形があり、水道事業者は経営の弱点や地域の実情に応じて様々な展開を検討すべき。

- ・第三者委託(浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託)
- ・PFI(公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間企業の資金とノウハウを活用して包括的に委託し、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。)
- ・コンセッション方式(施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間企業に設定する方式)

(想定される主な論点)

- 官民連携を阻害している要素はあるか。
 - ・民間企業のインセンティブを高めるためにも、広域連携を推進し、委託される業務の規模の拡大が必要か。
 - ・業務を委託した場合、災害時等の対応が十分に取られるのか、委託事業者の経営が破綻した場合に水の供給をどう担保するかといった不安が、需要者や水道事業者側にあるのではないか。
- 国においては、手引きの作成、研修の実施、水道事業における官民連携の導入に向けた調整等に対する予算措置、官民連携推進協議会※の開催等により官民連携を支援しているが、そのほかに支援策はあるか。

※ 水道事業者と民間企業が一同に会する会議。PFIを含む多様な連携形態に関する最新動向の説明や情報交換等を実施。

(検討に際して留意すべき事項)

- 水道事業のあり方は水道事業者が議会の議決を経て、各地域の実情を踏まえて設定するものであることに留意すること。

【検討事項】 アセットマネジメント(計画的な資産管理)の推進

(水道事業基盤強化方策検討会で示された基本的な方向性)

- アセットマネジメント(長期的視野に立った計画的な資産管理※)は今後の水道事業経営に必須の事項であるため、その実施を水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に明示的に義務付けるべき。

※アセットマネジメントとは、

- ✓ 長期的な更新需要と財政収支の見通しを把握し、
- ✓ 施設の健全度を保持するための施設整備(更新を含む)を計画的に実施することをいう。

- 水道施設の整備等は住民サービスに直結する内容であり、アセットマネジメントに基づく施設投資への理解を深めるため、水道事業者等に対し、アセットマネジメントの実施状況の公表を義務付けるべき。
- アセットマネジメントの実効性を担保するため、認可権者による働きかけを強化すべき。
- アセットマネジメントの実施にあたっては、耐震化の促進や、人口減少を踏まえた効率的な施設投資の推進も図るべき。

(想定される主な論点)

- アセットマネジメントの実施や公表については、具体的に何を義務付けることが適切か。点検が困難な埋設管路の扱いをどうするか。義務に違反しているか否かが明確に判定できるか。

アセットマネジメントの構成要素:

- ①日々の運転管理・点検等を通じた保有資産の健全度等の把握
- ②中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握
- ③施設整備計画・財政計画等の作成
- ④施設の更新等の実施

- 認可権者による働きかけは、どのようなものが考えられるか。
- 耐震化の促進や効率的な施設投資の推進のあり方。

(検討に際して留意すべき事項)

- 水道事業者等に対しては、インフラ長寿命化計画(行動計画)や個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)、水道事業ビジョン、経営戦略[総務省]等の策定が要請されていることに留意すること。
- 水道施設の整備水準や水道料金の水準は、水道事業者が議会の議決を経て、各地域の実情を踏まえて設定するものであることに留意すること。
- 地方分権改革において、義務付け・枠付けの見直しがなされていることとの関係を考える必要あり。
- 小規模自治体について実施が可能か留意が必要。

(水道事業基盤強化方策検討会で示された基本的な方向性)

- 水道法はその目的に「低廉豊富な水の提供」を謳っているが、この「低廉」は、「安全」な水を「強靱」な施設で、「持続」可能な経営を行っていることを前提とした上での「低廉」であること。水道事業を持続するために必要な経費(資産維持費等)は水道料金により確保すべきとされていること(総括原価主義であること)。
- 資産維持費(技術開発等により、同一水準の資産の購入に係る費用が年を経るごとに嵩む傾向にあること等を踏まえ、減価償却費とは別に将来の施設の更新に備えて積み立てる費用)は、総括原価に含めるべきとされているが、資産維持費の水準について公的見解が示されていないので、示すべきである。
- 地域の水道を持続し、安全な水が将来にわたり安定的に供給されるように水道料金を適正な水準に設定することは、本来的に需要者の利益にかなうものである。
この点も含め、水道事業者は、水道料金の算定の根拠となる更新等の事業の内容・必要性や、水道事業経営自体の効率性について十分に説明し、需要者とのコミュニケーションの充実を図るべき。

(想定される主な論点)

- 水道料金の適正水準は、水道事業を将来どのような規模・水準で運営するかにより変化する。地方議会において、水道施設の状況、財政状況、地域の人口動態・水需要予測等を踏まえた形で、水道事業の将来像も含めて、水道料金に関する議論が定期的になされることが必要ではないか。
- 水道料金が適正水準に無いことを確実に見分けることができるか。
- 認可権者による水道料金の適正化の働きかけは、どのようなものが考えられるか。
- 地方公営企業会計基準に則った事業運営を促すにはどうすればよいか。

(検討に際して留意すべき事項)

- 水道料金の水準は、水道事業者が議会の議決を経て、各地域の実情を踏まえて設定するものであり、届出制となっていることに留意すること。

【検討事項】 指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入

・定期的に把握された情報の活用

(指定給水装置工事事業者制度に係る検討会で示された基本的な方向性)

- 指定給水装置工事事業者制度に更新制を導入し、水道事業者が指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)の事業実態を定期的に把握し、指導・監督等を行いやすい環境を整える。
- 把握された情報を活用し、不良工事事業者の排除(処分)の適正な実施、研修・講習会の受講等の効果的な促進と利用者ニーズに応じた情報提供を行う。
- これにより、指定工事事業者における技術力、利用者サービス意識の向上を図り、適正な給水装置工事を確保し、また、利用者とのトラブルを防止する。

(想定される主な論点)

- 更新時に確認すべき事項
 - 事業運営の基準(施行規則第36条)に関するもの
 - ・技能を有する者の従事
 - ・主任技術者等への研修機会確保等
 - 通知、その他によるもの
 - ・指定工事事業者への講習会
 - ・技能を有する者の資格
 - ・修繕対応の可否等
- 指定の有効期間(更新サイクル)
- 水道利用者への情報提供のあり方と更新時確認事項の活用
- 研修・講習会の内容、受講しやすい環境の整備
- 水道事業者における、指定の取消し等の処分基準の整備に係る支援

(検討に際して留意すべき事項)

- 実行性のある仕組みとすること
 - ・指定工事事業者に過度に負担をかけないこと
 - ・水道事業者、特に中小事業者の組織体制への配慮
- 新規参入を阻害しない制度設計、適正な競争の確保
- 国、水道事業者、関係団体間の役割分担と連携
- 消費者行政との連携のあり方